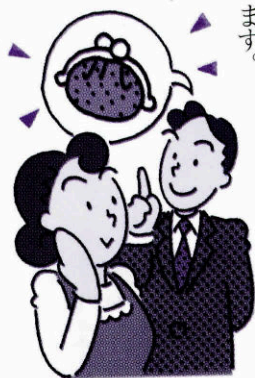




これが 悪質商法

あの手この手の 悪質商法



後から組織に加入した者が支出した金銭を、先に加入した者が受けとる配当組織で、商品の販売などを行わず、単に金銭や有価証券等の配当により無限に増加します。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって開設・運営・勧誘の一切が禁止されています。

最近、インターネットや電子メールを利用して勧誘するケースが増え、従来の口コミに比べて広範囲、瞬時に広がる危険性があります。

■ マルチ・マルチまがい商法

「会員になって、新たに購入者を紹介したら高い手数料を差し上げます」などトリバートをエサに、消費者を次々に販売員に仕立て組織を拡大していくものです。

法の規制を巧みにかわして誘い、その実態は高額な商品売りつけ、暴利を得る商法です。

勧誘時の成功話と違って思うように加入者を獲得できず、売れない商品を抱えることとなります。

■ ネズミ講

後から組織に加入した者が支出した金銭を、先に加入した者が受けとる配当組織で、商品の販売などを行わず、単に金銭や有価証券等の配当により無限に増加します。「無限連鎖講の防止に関する法律」によって開設・運営・勧誘の一切が禁止されています。

■ 資格商法

電話やダイレクトメールで「子どもの講座を受ければ、国家資格の〇〇士の資格が簡単に取れる」などと誘い、高額な代金を振り込ませません。しかし、全く講座を開かなかつたり、簡単なテキストだけを送るだけの商法です。

最近、以前の契約者に対して「資格を取得するまでは契約は終わらない」などと、契約が継続しているかのように説明する二次被害も多発しています。

■ 福祉商法

「目に見えない人に盲導犬を送る」などと、身体障害者への支援や災害援助、外国との友好関係などを名目にして商品売り込みます。多くの人が「人の善意を傷つけたくないし、それほど金額でもないから」と代金を支払ってしまします。被害金額も低額のため警察に届け出ないことが多い。

■ キャッチセールス

繁華街や駅などの路上でアンケート調査などと言って呼び止め、営業所や喫茶店に連れて行き、応じない限り開放しない雰囲気にして、商品やサービスの契約をさせる商法です。

■ 現物まがい商法

「今買っておけば、将来必ず値上がりする」「絶対もうかる」などと誘って、金やダイヤモンド、ゴルフ会員権、リゾートクラブ会員権等売りつけ、現物を渡さず「預り証」と称する紙片を渡し、金銭をだまし取る商法です。



■ 催眠 (SF) 商法

日用品や食料品の大安売り、あるいは〇〇説明会の名目で人を集め、無料配布や早い者勝ちの格安販売といった方法で会場を興奮状態におとし、巧みな話術で高額な羽毛布団や磁気ネックレスなどを売りつける商法です。

人を催眠状態におとし、商品売りつけることから、催眠商法と呼ばれ、最初にこの商法を行った業者名をとってSF商法ともいわれています。

■ 内職商法

電話や新聞の折り込みチラシで、「自宅で簡単にできて高収入」「サイドビジネスに最適」などと甘い言葉で消費者を勧誘し、内職に必要なと言って、パソコンなど高額な機械を売りつけたり、契約料を支払わせる商法です。

ホームページ作成内職、宛名書き内職、チラシ配り内職などがあります。

■ インターネット通販

インターネットのショッピングサイトなどインターネットを利用して商品販売する通信販売。匿名性が高く、商品が届かない、商品が注文したものと違うなどのトラブルが多い。

■ 送りつけ商法

注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ買ったものとみなして、代金を一方的に請求する方法です。

なかには、福祉目的をうたって商品を買わせたり、代金引換郵便を悪用したものもあります。

